

令和6年度鳥取県西部地域歯科保健推進協議会

日 時 令和7年1月23日(木)

午後2時から午後4時まで

場 所 鳥取県西部総合事務所1号館2階 講堂

1 開 会

2 挨拶

3 会長選出

4 報 告

(1) 前回会議の協議概要について

資料1

(2) 歯と口腔の健康づくりとっとりプラン(第2次)の策定について

資料2

(3) 西部圏域各種歯科健診結果について

資料3

(4) 西部圏域歯科保健事業について

資料4-1

資料4-2

資料4-3

資料4-4

5 協 議

(1) 成人期における歯科保健に係る推進方策について

資料5

(2) 乳幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口の推進について

資料6

6 閉 会

鳥取県歯科保健推進協議会(西部地域歯科保健推進協議会) 出席者名簿
(令和6年度)

◆委員(15名)

(敬称略)

	所属団体	役職	氏名	備考
医療関係	鳥取県西部歯科医師会	常務理事	もりわき せいひろ 森脇 祥博	森脇歯科医院
	鳥取県西部医師会	理事	おち ひろし 越智 寛	越智内科医院
	鳥取県西部歯科衛生士会	監査	もりもと たみこ 森本 多美子	
職域関係	米子市勤労者福祉サービスセンター	経理部マネージャー	まえた やすし 前田 靖	株式会社 葬仙
	全国健康保険協会鳥取支部	企画総務グループ長補佐	ゆあき なほこ 湯浅 尚子	(R6新)
学齢関係	鳥取県学校保健会養護教諭部会(小学校)	養護教諭	しげま あいこ 静間 藍子	米子市立彦名小学校(R6新)
	鳥取県学校保健会養護教諭部会(中学校)	養護教諭	おおやま みかこ 大山 美嘉子	米子市立後藤ヶ丘中学校(R6新)
	鳥取県学校保健会養護教諭部会(高等学校)	養護教諭	みかも あゆみ 美甘 あゆみ	鳥取県立境高等学校(R6新)
障がい者関係施設	障がい者関係施設	次長	ほそだ さゆり 細田 小百合	皆生やまと園(R6新)
園関係	米子市内保育園	園長	おかもと いづこ 岡本 育子	南保育園(R6新)
	境港市内保育園	園長	むら じゅんこ 武良 純子	わたり保育園(R6新)
	鳥取県西部保育協議会	保育教諭	よしだ ゆうき 吉田 悠希	にちなん十色(R6新)
	鳥取県西部私立幼稚園・認定こども園協会	園長	やまぐち あけみ 山口 明美	認定こども園かいけ心正こども園
高齢関係	鳥取県介護支援専門員連絡協議会西部支部	理事	おおはま しんや 大濱 伸也	米子市尚徳地域包括支援センター
	鳥取県老人保健施設協会	法人本部長	おおもり のりお 大森 紀夫	介護老人保健施設仁風荘

◆市町村

	団体・機関名	職名	氏名	備考
米子市	こども相談課	課長	松竹 直樹	
	こども支援課	課長	長尾 理恵	
	学校教育課	課長	仲倉 昭雄	
	健康対策課	課長	小西 紀子	
	フレイル対策推進課	課長	頼田 真哉	
境港市	健康づくり推進課	課長	足立 統	
日吉津村	福祉保健課	課長	橋田 和久	
大山町	こども課	課長	門脇 恵美子	
南部町	健康福祉課	課長	前田 かおり	
伯耆町	健康対策課	室長	中原 孝訓	
日南町	こども若者未来課	課長	段塚 直哉	欠席
日野町	健康福祉課	課長	住田 秀樹	
江府町	住民生活課	参事	浦部 学	

◆事務局

	事務局	職名	氏名	備考
鳥取県福祉保健部	健康政策課	課長補佐	田中 由美	
西部総合事務所	米子保健所	所長	藤井 秀樹	
	米子保健所 健康支援総務課	副所長兼課長	木村 公亮	
		副所長	大谷 眞二	
		課長補佐	河津 麻樹	
		歯科衛生士	遠藤 あすか	

鳥取県西部地域歯科保健推進協議会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県西部地域歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 歯科保健の実態把握に関すること。
- (2) 歯科保健の推進方策に関すること。
- (3) 関係機関相互の情報交換及び連携に関すること。
- (4) 歯科保健体制の整備に関すること。
- (5) 歯科保健関係者への研修に関すること。
- (6) その他歯科保健対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者を知事が任命する。

2 委員の任期は、任命された日の属する年度の翌々年度の5月31日までとする。ただし、補欠又は追加された委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間と同一とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、西部総合事務所長が会長の同意を得て招集し、会長がその議長となる。

(同意に関しては、招集する会議の会長の選任前を除く。)

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要と認めるときは、学識経験者又は関係者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県西部総合事務所米子保健所健康支援総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

2 平成25年度中に任命する委員の任期については、第5条第2項の規定に関わらず平成26年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

4 この要綱は、平成28年9月7日から施行する。ただし、施行の際、現に委員である者の任期は、平成28年10月22日までとする。

5 この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

6 この要綱は、令和3年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

7 この要綱は、令和6年11月11日から施行する。

鳥取県西部地域歯科保健推進協議会

資料 1

(開催状況)

	平成29年度	平成30年度	令和1年度
日にち	平成30年2月8日(木)	平成31年2月7日(木)	令和2年2月26日(水)
出席者	委員9 市町村9 事務局5 ※傍聴なし	委員13 市町村10 事務局4 ※傍聴なし	委員13 市町村9 事務局4 ※傍聴なし
内容	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度協議会開催状況について (2) 西部圏域歯科健診結果について (3) 西部圏域歯科保健事業について (4) 次年度歯科保健事業(案)について <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 西部圏域における歯科保健課題に係る推進方策について 	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度協議会開催状況について (2) 西部圏域歯科健診結果について (3) 西部圏域歯科保健事業について (4) 次年度歯科保健事業(案)について <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 西部圏域における歯科保健課題に係る推進方策について 	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度協議会の開催状況について (2) 西部圏域歯科健診結果について (3) 西部圏域歯科保健事業について (4) 次年度歯科保健事業(案)について <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 西部圏域における歯科保健課題に係る推進方策について
	<p>検討状況</p> <p>◆乳幼児期のう蝕予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者自身の歯磨き、歯間ブラシ、フロス等必要。保護者をどう育てるか。 ・園でのフッ化物洗口の取り組みについて、見学する機会があればよい。 ・子どもからの習慣付けが大事 <p>◆成人期、高齢期の歯科保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域での歯科健診は個人任せになっているので、仕組みを変えていく必要がある。 ・高齢者、施設入所者の口腔ケアにもっと関心を持つべき 	<p>検討状況</p> <p>◆西部圏域の歯科保健対策推進方策への追加(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> →委員了承(特に意見なし) <p>◆成人期の歯科保健対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人期の歯科保健課題として、歯科健診が個人任せ、成人期の取り組み自体が少ない、健診機会があっても受診率が低い状況がある。 ①保護者への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・園から保護者に伝えていく。 ・学校保健委員会を活用。 ②デンタルフロスのPR <ul style="list-style-type: none"> ・保険者に相談 ・児童生徒へのフロス使用の有無アンケート ③歯周疾患健診の実施(実施主体:市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・実施:米子市、日吉津村、日野町、江府町 (R1年度実施予定:境港市、南部町) 	<p>検討状況</p> <p>◆意見交換</p> <p>①研修会等の広報の仕方(参加者の増加)(歯科衛生士会)</p> <ul style="list-style-type: none"> →各所属の可能範囲でチラシ配布を協力 <p>②バリアフリー化している歯科医院の情報がほしい。(大山町)</p> <ul style="list-style-type: none"> →(歯科医師会) 歯科医院のバリアフリー情報をまとめる。 <p>③妊婦歯科検診未実施市町村の実施意向について(大山町)</p> <ul style="list-style-type: none"> →未実施市町村:検討する (未実施:米子市、南部町、日吉津村、日野町) <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域にて、歯科健診を健診オプションとして入れてほしい。(職域委員) →(事務局)・健康経営マイレージは協会けんぽが主体。県庁通じて伝える。

鳥取県西部地域歯科保健推進協議会

(開催状況)

	令和2年度～令和4年度	令和5年度
日にち		令和6年2月22日(木)
出席者		委員 市町村 事務局
<p>※新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応のため、資料配布を行った。</p>		<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 西部圏域各種歯科健診結果について (2) 西部圏域歯科保健事業について <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 西部圏域における歯科保健課題に係る推進方策について (2) 令和6年度歯科保健事業(案)について
内容		<p>検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆成人期における歯科保健課題に係る推進方策 <ul style="list-style-type: none"> ・受診率が低く、新たな課題となっている →あらゆるアプローチと効率のよい周知の継続をすすめる。(歯科医師会) ◆乳幼児期・学齢期における歯科健康課題に係る推進方策 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の指導状況、保護者を含めた意識向上への働きかけ方法について意見を伺いたい →コロナによりフッ化物洗口は中止し、現在も再開していない園が多い。(幼稚園・認定こども園) (フッ化物洗口)やり方や時間の確保に不安がある(養護教諭部会：小学校)

第 8 次鳥取県保健医療計画 (抜粋) ※計画期間 令和 6 年度～令和 11 年度

第 7 章 健康づくり (鳥取県健康づくり文化創造プラン)

第 3 節 健康づくり文化創造プラン (第四次) で定める健康づくりの目標

I 日常生活における生活習慣病の発生予防

6 歯・口腔の健康

<鳥取県の目標>

80 歳になっても 20 歯以上の歯を保ち(8020 運動※)、生涯自分の歯でおいしく食べよう

<鳥取県の目指す方向性>

- 歯科健診(検診)受診率向上による歯周病予防の強化と罹患者の減少
- 乳幼児期及び学齢期のむし歯の更なる減少と学齢期からの歯肉炎予防
- 乳幼児期から高齢期までの口腔機能の獲得、維持、向上(80 歳で 20 歯以上の歯を保つ)

※8020運動:「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動

<重点目標項目>(再掲)

項目		平成 29 年 (調査年(度))		令和 4 年 (調査(度))		令和 11 年 目標値
①自分の歯を有する者の割合	80歳代で20歯以上	35.1%	H28	50.5%	R4	85%
	60歳代で24歯以上	61.2%		68.4%		95%
	40歳以上で19歯以下	15.5%		17.5%		5%以下
②12歳児でう蝕のない者の割合(中学1年生)		61%	H29	64.3%	R3	90%

出典:①県民歯科疾患実態調査、②学校保健統計調査

【関連目標項目】

項目		平成 29 年 (調査年(度))		令和 5 年 (調査年(度))		令和 11 年 目標値
①50歳以上の咀嚼良好者の割合		64.3%	H28	70.4%	R4	85.0%
②4本以上のむし歯がある3歳児の割合		—	—	—	—	0%
③歯周病を有する者の割合	中学生	4.6%	H28	4.8%	R4	1.0%以下
	高校生	5.3%		3.1%		1.0%以下
	歯肉に炎症所見を有する者(20歳代)	65.8%		22.7%		15%以下
	進行した歯周炎を有する者(40歳代)	31.1%		58.5%		40%以下
	“(60歳代)	50.3%		64.0%		45%以下

④歯間清掃器具(歯ブラシ以外)を使用している者の割合(30～50歳代)	49.7%	H28	30.7%	R4	60%以上
⑤定期的な歯科健診(検診)、フッ素塗布、保護者に対する歯科保健教育を実施する市町村数(法定外のもの)	12市町村	H27	17市町村	R4	全市町村
⑥過去1年間に歯科健診(検診)を受診した者の割合	43.4%	H28	52.1%	R4	70%
⑦成人歯科健診(検診)を実施する市町村数	7市町村	H27	17市町村	R4	全市町村

出典:①④⑤⑥県民歯科疾患実態調査、②3歳児健康診査、③学校保健統計調査、県民歯科疾患実態調査⑦鳥取県健康政策課調べ

第4章 疾患別医療提供体制の構築

第3節 課題別対策

9 歯科保健医療対策（鳥取県歯科保健推進計画）

5 数値目標

■ 妊娠期～周産期（妊産婦、胎児）

指標	現状値		目標値(R11)	出典
	数値	年度	数値	
① 妊産婦歯科健診を実施する市町村数	16市町村	R5	全市町村	県健康政策課調べ
② 妊産婦歯科保健指導を実施する市町村数	15市町村	R5	全市町村	

■ 乳幼児期

③ 3歳児で4本以上のむし歯がある子どもの割合	現状値なし	-	0%	県健康政策課調べ
④ 3歳児で咬合異常のない子どもの割合	79.6%	R4	95%以上	
⑤ フッ化物洗口に取り組む施設（就学前） ※ 公立保育所等は全市町村実施済み（116/214施設）	54.5% 108/198施設	R5	65%以上 133施設	
⑥ 定期的な歯科健診（検診）、フッ化物塗布、保護者に 歯科保健教育（法定外のもの）を実施する市町村数	17市町村	R5	全市町村	

■ 学齢期（小学校～高等学校）

⑦ 12歳児でむし歯のない者の割合（中学1年生）	64.3%	R3	90%以上	学校保健統計調査
⑧ 12歳児における1人平均むし歯数を全国平均以下とする市町村数	15市町	R3	全市町村	
⑨ 歯周病を有する者の割合（中学生）	4.8%	R3	1%以下	
⑩ 歯周病を有する者の割合（高校生）	3.1%	R3	1%以下	
⑪ 小・中学校等でフッ化物洗口に取り組む市町村数	4市町	R4	全市町村	県健康政策課調べ

■ 成人期（18～64歳）

⑫ 40歳以上で19歯以下の者の割合	17.5%	R4	5%以下	県民歯科疾患実態調査
⑬ 60歳代で24歯以上の者の割合	68.4%	R4	95%以上	
⑭ 歯周病を有する者の割合（20歳代） （歯肉に炎症所見を有する者）	68.2%	R4	50%以下	
⑮ 歯周病を有する者の割合（40歳代） （進行した歯周炎を有する者）	46.0%	R4	30%以下	
⑯ 歯周病を有する者の割合（60歳代） （進行した歯周炎を有する者）	63.9%	R4	40%以下	
⑰ 歯間清掃用具を使用している者の割合（30-50歳代）	30.7%	R4	60%以上	
⑱ 50歳以上の咀嚼良好者の割合	70.4%	R4	85%以上	
⑲ 過去1年間に歯科検診（健診）を受診した者の割合 （20歳以上）	52.1%	R4	70%以上	
⑳ 成人歯科検診（健診）を実施する市町村数	17市町村	R4	全市町村	県健康政策課調べ

■ 高齢期（65歳～）

㉑ 80歳で20歯以上	50.5%	R4	85%以上	県民歯科疾患実態調査
㉒ 後期高齢者歯科健診の受診率	2.7%	R4	6%以上	県後期高齢者医療 広域連合調べ
㉓ 後期高齢者歯科健診のオーラルフレイル該当者率	44.3%	R3	25%以下	

■ 定期的に歯科検診又は歯科医療等の歯科保健医療を受けることが困難な方への支援

㉔ 障がい児者の歯科治療に対応できる医療機関数	54施設	R4	80施設以上	県歯科医師会調べ
㉕ 歯科健診を実施する高齢者施設数 （介護老人保健施設、介護老人福祉施設）	20施設	R4	50施設以上	
㉖ 認知症対応力向上研修を修了した歯科医師数	101名	H29	280名以上	県長寿社会課調べ